

12. 自賠責残加算

自賠責残月数から2ヵ月を差し引いた月数の保険解約料（自動車保険料率算定会が定める解約保険返戻料）を四捨五入し、自賠責残加算点数とする。下表は残月数の欄をそのまま適用できるように設定している。

自賠責残加算表（その1）～（その6）保険期間満了のため削除

自賠責残加算表（その7）

保険期間の開始が平成25年4月1日以降のものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	8	9
軽（乗用）	0	0	1	2	3	4	4	5	6	7	8	9

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
軽（乗用）	10	11	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
軽（乗用）	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	30

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
軽	0	0	1	2	3	4	4	5	6	7	8	9

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	11	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
軽	10	11	12	13	14	14	15	16	17	18	19	20

3) トラック（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ク ク	4ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	2	3	5	6	8	10	11	13	14	16
		2t 超え	0	0	3	5	8	10	13	15	18	20	23	25

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ク ク	4ナンバー	11	12	13	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	17	19	21	22	24	26	27	29	30	32	34	35
		2t 超え	28	30	33	36	38	41	43	46	49	51	54	56

4) トラック（1年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ク ク	4ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	2	3	5	6	8	10	11	13	15	16
		2t 超え	0	0	3	5	8	10	13	16	18	21	23	26

5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	3	4	5	6	8	9	10	11	12

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	14	15	16	18	19	20	21	23	24	25	26	28

自賠責残加算表（その8）

保険期間の開始が平成29年4月1日以降のものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	2	3	3	4	5	6	7	8	8
軽（乗用）	0	0	1	2	2	3	4	5	6	7	7	8

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	9	10	11	12	13	14	14	15	16	17	18	19
軽（乗用）	9	10	11	11	12	13	14	15	16	16	17	18

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	20	20	21	22	23	24	25	26	27	27	28	29
軽（乗用）	19	20	21	21	22	23	24	25	26	26	27	28

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	2	3	3	4	5	6	7	8	9
軽	0	0	1	2	2	3	4	5	6	7	7	8

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	9	10	11	12	13	14	15	16	16	17	18	19
軽	9	10	11	12	12	13	14	15	16	17	18	18

3) トラック（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ク ク	4ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	2	3	5	6	8	9	11	12	14	16
		2t 超え	0	0	2	4	6	8	10	12	14	16	17	19

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ク ク	4ナンバー	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	17	19	20	22	23	25	27	28	30	31	33	34
		2t 超え	21	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43

4) トラック（1年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ク ク	4ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	2	3	5	6	8	9	11	13	14	16
		2t 超え	0	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20

5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	11	12	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23

中古自動車査定基準（I）運用内規

中古自動車の査定に際しては、中古自動車査定基準及び細則の定めるところによるほか、この運用内規によるものとする。

1. 査定の対象となる中古車の定義

中古自動車査定基準及び細則でいう中古車とは、自動車のうちキャタピラを有せず、2輪車以外のもので、次に掲げる事項に該当するものをいう。

- (1) 登録がなされたもの（軽自動車は検査を受けたもの）
- (2) 売買が成立し、商品である自動車が買主に引渡されたもの
- (3) 商品自動車として搬送、陳列等の間に事故にあい、傷ものとなったもの
- (4) 売買が成立し、買主の依頼により特別な架装等に着手したもの、又は、その他新品となし得ない事由のあるもの

2. 各販売店における標準諸掛の設定方法

基準第20条第3項及び細則第17条で定める各販売店ごとの標準諸掛は、次の方法により設定する。

- (1) 自社の小売の粗利益実績値を調査して得た値
 - (2) 自社の経営状況と市場の実勢を勘案して算定した、自社にとってあるべき値
 - (3) 自社における、査定時点から再販可能な時点までの日数に見合う月落ち減価
- 以上、(1)、(2)、(3)を調整して各社ごとに算定する。

3. 福祉車両の基本価格設定方法

福祉車両のうち、助手席回転シート、助手席スライドアップシート、セカンドアップシート、車いす仕様車については、次のとおり基本価格を設定することができる。

(査定時のメーカー架装済み新車価格) × (ベース車残価率)

4. 福祉車両の加減点基準

架装部分に不具合があれば、アッセンブリー交換、モーター交換等の実費減点とする。

5. アルミ製外板パネルの取扱い

板金・交換（塗装を含む）	Ⅲクラス
1cm以上カードサイズ未満	15
カードサイズ以上A4サイズ未満	45
A4サイズ以上（交換）	交換点数の1.5倍

6. 電気自動車、ハイブリッド車の加減点基準

- (1) 走行キロの評価について
・市場における走行キロ実績値が少ないことから、当面の間、各クラスごとの加減点を適用する。
- (2) 充電ケーブルの評価について
・標準、オプションに係わらずAC200Vの充電ケーブルが搭載されている場合は、加減点を行わない。
・AC200Vの充電ケーブルが搭載されていない場合、またはAC100Vの充電ケーブルのみが搭載されている場合は、装備品欄にて55点の減点とする。
・AC200Vの充電ケーブルが搭載されており、その他に充電ケーブルが搭載されていても加点は行わない。